

事 務 連 絡
平成 28 年 11 月 29 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国公私立大学事務局
大学を設置する各学校設置会社の学校担当事務局
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構事務局
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
文部科学省初等中等教育局教育課程課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省高等教育局高等教育企画課

高病原性鳥インフルエンザに関する対策等について

農林水産省より、昨日、青森県の農場で飼養されているあひる（フランス鴨）及び、本日、新潟県の農場で飼養されている鶏について、高病原性鳥インフルエンザ（H5 亜型）の疑似患畜であることを確認したとの発表があり、政府においては、鳥インフルエンザ関係府庁連絡会議が開かれ、別紙 1 のとおり、資料が配布され、情報共有がなされたところです。

鳥インフルエンザへの対策については、既に数次の事務連絡（最近では平成 28 年 11 月 18 日付け）において、同様の対応をお願いしていますが、各学校の設置者におかれては、休日等の児童生徒等の野外における諸活動を含め、下記の点について、設置する当該学校に対して周知し、適切に対応するようお願いいたします。

また、これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（以下、専修学校・各種学校を含む）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管課におかれては、所管又は所轄の学校法人等及び学校に対して、国立大学法人におかれては、各附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び当該会社が設置する学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対して、それぞれ周知されるようお願いいたします。

記

1. 手洗い、うがいの励行

児童生徒等に対し、日頃から、手洗い、うがいなど一般的な感染予防対策を徹底させること。

2. 児童生徒等や教職員等に対する野鳥への対応等の周知徹底等

環境省作成の「野鳥との接し方」（別紙 2）を参考にし、

- (1) 死んだ野鳥などを発見した場合には、手で触らないこと。同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡していたら、近くの都道府県又は市町村役場に連絡すること。

- (2) 野鳥にはなるべく近づかないこと。近づいた場合や野鳥などの排泄物等に触れた場合には、手をきちんと洗い、うがいをする事。
- (3) 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとしないこと。

鳥や動物を飼育している場合については、

- (4) それらが野鳥と接触しないようにすること。

このため、放し飼いは行わないようにするとともに、野鳥の侵入や糞尿の落下などを防止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けたり、ネットに破れがないか点検するなどの適切な措置を講じること。

また、周囲に穀類等のエサや生ゴミ等野鳥を誘引するものを置かず、清潔を保つこと。

3. 正しい知識の普及

鳥インフルエンザは、鶏肉や鶏卵を食べることによって人に感染することはなく、また、鳥インフルエンザは、人に感染する可能性はきわめて低いものであり、根拠のない噂などにより混乱したりせず、正確な情報に基づいて冷静に対応すること。

(本件照会先)

<学校における保健管理について>

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課保健指導係

TEL 03-5253-4111 (内線 2918)

FAX 03-6734-3794

<学校における飼育動物について>

文部科学省初等中等教育局

教育課程課教育課程第一係

TEL 03-5253-4111 (内線 2903)

FAX 03-6734-3734

鳥インフルエンザ関係府省庁連絡会議

日 時：平成 28 年 11 月 29 日（火） 9:30～

場 所：内閣府別館 9 階大会議室

議 題：青森県及び新潟県の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の発生に対する対応について

(鳥インフルエンザ事案)

総理指示

- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

平成28年11月28日
農林水産省対策本部決定

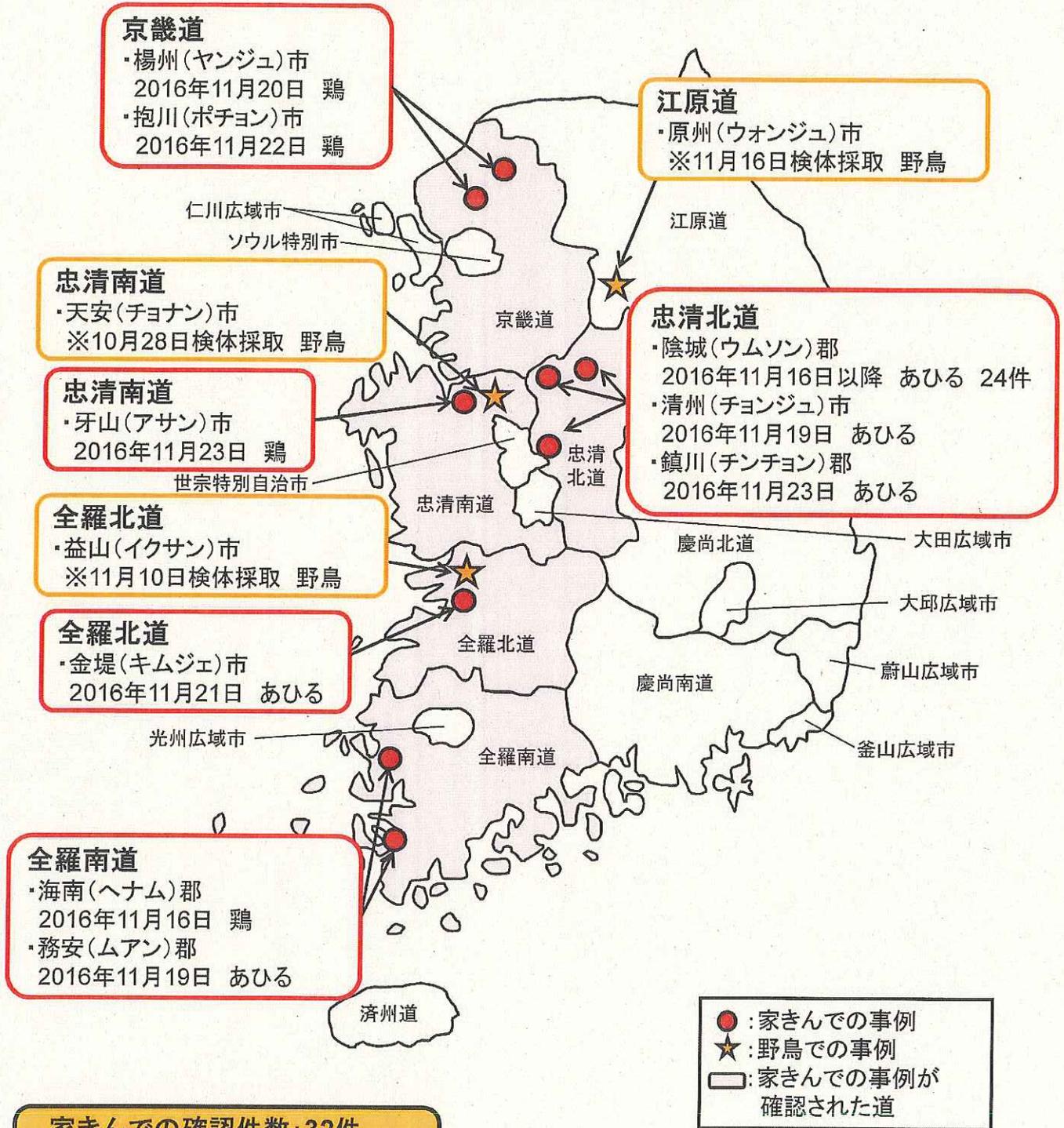
今後の対応方針

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置を実施する。

- 1 ①当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却、②農場から半径3 km以内の区域について移動制限区域の設定、③半径3 kmから10 km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- 2 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- 3 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
- 4 明朝、矢倉政務官を青森県に、細田政務官を新潟県に派遣。
- 5 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
- 6 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省及び動物衛生研究部門の専門家を現地に派遣。
- 7 青森県及び新潟県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
- 8 明朝、疫学調査チームの派遣。
- 9 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。
- 10 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

2016年11月27日現在

韓国における高病原性鳥インフルエンザ(H5N6亜型)の状況(2016年11月以降)



家きんでの確認件数: 32件
 あひる 28件
 鶏 4件

※ 日付は申告日
 ※ 出典: 韓国農林畜産食品部

(殺処分羽数: 61農場 131万5千羽)

平成 28 年 11 月 29 日

家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ疑い事例に係る
環境省の対応について

環境省自然環境局

青森県青森市及び新潟県いわふねぐんせきかわむら岩船郡関川村の農場における高病原性鳥インフルエンザの疑い事例への環境省の対応は、以下のとおり。

- 発生農場周辺半径 10km を「野鳥監視重点区域」に指定し、青森県及び新潟県に野鳥の監視を強化するよう要請。
- 東北地方環境事務所及び関東地方環境事務所に、青森県及び新潟県と連携し、現地周辺の野鳥に関する情報収集を指示。
- 「野鳥緊急調査チーム」を現地に派遣予定。
※野鳥緊急調査チーム：現地の状況把握、指導助言等を実施。
- 全都道府県に対し、情報の迅速な共有と監視の適切な実施を要請する事務連絡を発出。

<参考：これまでの取組>

- 冬鳥の渡来に合わせ、毎年10月～翌年4月に全国の渡来地で糞便を採集。また、通年で死亡野鳥等から検体を採取し、鳥インフルエンザウイルスの保有状況を調査（野鳥サーベイランス）。
- 今シーズンは、次のとおり、野鳥において4県19例の高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）が確認されている。

場所	検体	検出日
鹿児島県 ^{いづみし} 出水市	ねぐらの水	11月18日
	ナベヅル8羽	11月22、24、28日
	ヒドリガモ2羽	11月28日
	カモ類糞便	11月28日
秋田県秋田市	コクチョウ3羽	11月21、28日
鳥取県鳥取市	カモ類糞便(3例)	11月21、28日
岩手県盛岡市	オオハクチョウ	11月28日

- 国内の複数箇所で発生したため、11月21日に野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを最高レベルの「対応レベル3」に引き上げ。
- 各発見地の周辺半径10kmを「野鳥監視重点区域」に指定するとともに、「野鳥緊急調査チーム」を派遣する等、野鳥の監視を強化。

事務連絡
平成28年11月28日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）感染症担当課 御中

厚生労働省健康局
結核感染症課

高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）が疑われる事例の発生について
（情報提供）

今般、農林水産省より、別添のとおり、青森県青森市の農場において高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）が疑われる事例が発生した旨の発表がありましたので、取り急ぎ情報提供します。

なお、引き続き、鳥インフルエンザの人への感染防止のため、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」（平成18年12月27日付け健感発第1227003号）に基づいた対応をお願いするとともに、「鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施等について」（平成18年11月22日付け健感発第1122001号）に基づき、医療機関において鳥インフルエンザを疑う患者を診察した場合は、保健所に連絡されるよう改めて周知をお願いします。

別添：農林水産省による公表資料

参考：

「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」
（平成18年12月27日付け健感発第1227003号）

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou02/01-13_061227.html

「鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施等について」
（平成18年11月22日付け健感発第1122001号）

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou02/01-14_061122.html

青森県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

青森県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5亜型であり、本日、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。あわせて、別添のとおり、総理指示がありましたのでお知らせいたします。

1. 概要

青森県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5亜型であり、本日、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。今後、NA亜型について国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門において検査を実施します。

2. その他

- (1) 当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家さん等の移動を自粛しています。
- (2) なお、我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- (3) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (4) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

<添付資料>

- ・総理指示(PDF : 51KB)

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課
担当者：横澤、鈴木
代表：03-3502-8111（内線4581）
ダイヤルイン：03-3502-5994
FAX：03-3502-3385

(鳥インフルエンザ事案)

総理指示

- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

事 務 連 絡

平成28年11月29日

各都道府県消防防災主管部(局) 御中

消防庁救急企画室

鳥インフルエンザの発生事例について (お知らせ)

今般、別添1、2のとおり農林水産省より、青森県の飼養農場及び新潟県の採卵鶏農場において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたとの報告がありましたので、取り急ぎ情報提供します。

鳥インフルエンザウイルスについては、国外で感染した鶏やその死体等に濃厚に接触した場合に、人に感染した事例が希に確認されているのみではありますが、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する組合を含む。）に対して情報の提供を行うとともに、感染予防の留意事項の周知等必要な対応について遺漏がないよう、よろしくお願いいたします。

また、関係機関から消防機関に、消毒ポイントへの給水活動等の協力依頼があった場合は、必要に応じてご協力頂きますようお願い致します。

(連絡先)

消防庁救急企画室

TEL : 03-5253-7529

FAX : 03-5253-7539

担当 : 森川専門官、勝森係長、足立事務官

青森県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

青森県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5亜型であり、本日、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。あわせて、別添のとおり、総理指示がありましたのでお知らせいたします。

1. 概要

青森県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5亜型であり、本日、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。今後、NA亜型について国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門において検査を実施します。

2. その他

- (1) 当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家さん等の移動を自粛しています。
- (2) なお、我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- (3) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (4) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

<添付資料>

・総理指示

【お問合せ先】
消費・安全局動物衛生課
担当者：横澤、鈴木
代表：03-3502-8111（内線4581）
ダイヤルイン：03-3502-5994
FAX：03-3502-3385

(鳥インフルエンザ事案)

総理指示

- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

新潟県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

新潟県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5亜型であり、本日、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。あわせて、別添のとおり、総理指示がありましたのでお知らせいたします。

1. 概要

新潟県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5亜型であり、本日、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。今後、NA亜型について国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門において検査を実施します。

2. その他

- (1) 当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家さん等の移動を自粛しています。
- (2) なお、我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- (3) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (4) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

<添付資料>

- ・総理指示(PDF：55KB)

【お問合せ先】
消費・安全局動物衛生課
担当者：横澤、鈴木
代表：03-3502-8111（内線4581）
ダイヤルイン：03-3502-5994
FAX：03-3502-3385

(鳥インフルエンザ事案)

総理指示

- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

野鳥との接し方について

- 死亡した野鳥など野生動物は、素手で触らないでください。また、同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡していたら、お近くの都道府県や市町村役場にご連絡ください。
- 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていたただければ、過度に心配する必要はありません。
- 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています
正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします